

令和元年9月24日

川西市議会議長

大矢根 秀 明 様

建設公企常任委員長

斯 波 康 晴

委 員 会 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

建設公企常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：令和元年9月11日）

1. 議案第61号 市道路線の認定について

議案の概要

本案は、けやき坂3丁目の管理用道路について、新たに認定を行うに当たり、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの。

質疑の概要

問 当該路線は主に通学路として利用されるが、小学校側に設置されている防護柵の高さは反対の山側よりも低くなっており、フェンスから地面までかなりの高低差があるため、児童がよじ登った場合などの転落事故が心配されるが、安全対策に問題はないか。

答 小学校側の防護柵は高さ1.2メートルであるが、これは国の1.1メートルという設置基準を上回っており、道路管理者として転落防止という観点では十分な安全性を担保していると考えている。他方、侵入防止や防犯対策という観点では学校と情報共有を図っており、利用開始後の状況を見ながら、対応を検討する方向で協議しているところである。

問 6月市議会で整備費用に係る補正予算案を審議した際、当該路線における歩行者と自転車の取り扱いについては、地元と協議・調整を行うとしていたが、その進捗を伺いたい。

答 当該路線は自転車の通行も可能な幅員を有しているが、整備工事の際に地元と協議したところ、歩行者専用道路にしてほしいとの意思が明確に示されたため、これに沿う形で整備したところである。

問 歩行者専用道路とするならば、徹底させるべく法的な規制や住民への周知を十分に行うべきだが、どのように考えているのか。

答 道路交通法に基づき車両通行禁止とするよう警察と協議したところ、構造的に起点・終点とも車道ではなく公園や歩道に接しているため、道交法上の規制はできないとの結果に至った。このため、自転車での走行は控えるよう啓発用の看板を設置する予定である。

答 当該道路の整備は9月中の工期となっていることから、当該看板についてはこの工事の中で設置できるよう関係者と協議を進めている。

問 当該道路は通学路となることから、地元からは安全灯の設置などに関する要望があったと思うが、こうした協議は十分に行われて対策が講じられているのか伺いたい。

<p>答 地元関係者と十分に協議を行ったうえで安全灯の整備を図っているほか、防犯カメラについても今回の工事とは別に、地元住民が主体的に設置する方向が示されており、今後、市としても当該道路の管理部署と教育委員会が連携しながら、安全対策に万全を期していきたいと考えている。</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

2. 議案第69号 令和元年度川西市一般会計補正予算（第2回）

<p>議案の概要</p> <p>第1表 歳出第8款土木費。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>(1) 第1表 歳出</p> <p>① 第8款 土木費</p> <p>問 本補正では、社会資本整備総合交付金が当初予算額を上回ったことを受け、道路橋長寿命化修繕計画に基づく補修工事費に2560万円を増額しようとしているが、交付金の活用状況と近年の内示額の傾向について伺いたい。</p> <p>答 計画に基づく交付対象部分は、原則として100%の獲得を目指して交付申請を行っているが、過去の内示額の傾向としては、全国的に老朽化した橋梁等が増加しているのを受けて各自治体とも50%程度となっている。</p> <p>問 本市における道路橋長寿命化修繕計画の進捗状況について伺いたい。</p> <p>答 市内の185の橋梁に対して平成26年度から開始した5年に1回の法定点検を昨年度までに全て完了し、その結果、早急に修繕を要する橋梁32橋のうち4橋の修繕を30年度末までに行った。今年度は、来年度からの計画見直しを視野に入れながら2巡目の点検を開始する予定であるが、引き続き橋梁の修繕に対する交付金等の財源獲得を併せて行っている状況である。</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

3. 議案第71号 令和元年度川西市水道事業会計補正予算（第1回）

<p>議案の概要</p> <p>消費税及び地方消費税還付金、過年度損益修正損、5期拡張工事費の工事請負費の増額補正。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 5期拡張工事費において、工事内容の変更により2100万円を増額しようとして</p>

いる点について、その詳細内容を伺いたい。

答 本補正は、30年度から実施している清和台配水池築造工事に起因するものであり、地盤対策及び流入弁の取り換えのため計上するものであるが、これらは当初予算計上時には予期しておらず、工事の過程で対策の必要性が判明したものである。

問 10月1日からの消費税増税に伴い、水道料金等により転嫁される市民への影響額を伺いたい。

答 給水収益については、10月からの増加分として約1896万2000円の影響があると見込んでいる。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（賛成多数）